

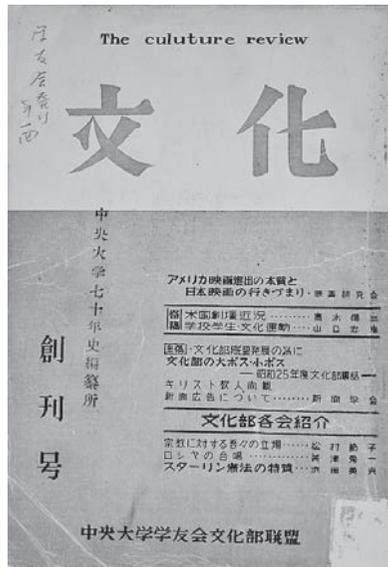
## 戦後の学友会

本学は、一九四五（昭和二十）年十月、三月から停止させられていた学校授業を再開し、いち早く戦後復興への歩みを進めた。一方、戦時中に奉公団として編成されていた学生の課外活動は、占領軍当局により柔道部、剣道部、航空部、射撃部、弓道部などが活動を禁止された。また、支那語学会、神道会、儒道会、文芸会、自彊会、銃剣道会、英法学会、独法学会、実学会、斯道会、吟詠会、短歌会等の諸団体が、それぞれ事情を異にするものの、敗戦とともに機能を停止していた。

こうした状況のもと、四六年二月一日付で奉公団関係の規程・細則を廃止し、新たに会員の学識向上・身心発達・人格陶冶と会員の厚生を図り、大学教育の補充的機能を果たしつつ、校風をさかんにすることをうたった「中央大学学友会規程」を施行した。この新規規程は、文部省からの規程要綱にもとづいて、三橋市太郎常任理事の指示で守屋善輝学生課長が中心となって作成したものと

文化部四二、体育部三六、計八九団体を数えるに至った。しかしその後、常置委員会闘争の過程で、学友会所属の学術・文化・学友・白門の各連盟は、連盟闘争委員会の名のもと、全学中央闘争委員会（全中闘）に加盟し、従来の学友会組織に亀裂が生じることとなった。

これに対し大学当局は、六九年八月、紛争による施設の破壊や暴力行為に対して、学友会部会室への立ち入りを禁止した。さらに、翌年の三月三十日には、いわゆる「仮執行体制」を公示し、従来の活動の総括と学友会規約の精神の尊重を確約することを条件に、部会室立ち入り禁



学友会文化部連盟機関誌『文化』創刊号  
(1951年6月)

われる。新規規程では公認団体の詳細な設立手続きを規定し、学生の自主性を尊重、各部会ごとに委員を選出し、その中から総務委員を選ぶ方法をとった。

また従来の学芸部を文化部と改め、総務部、体育部のほかに、のちに生協の基礎となる直営食堂・学生書房・売店等の管理にあたる厚生部を新設した。同二月二十二日には学友会新発足学生大会が大講堂で開催され、文化部一〇団体、体育部一六団体に、新たに文化部九団体、体育部三団体を加え、学友会は三八団体で再スタートを切ったという。その後、四九年には規程に改訂が加えられ、のちの学友会組織の基本となった学術・文化・体育各部の連盟による各団体の組織的運営が明確化され、年度予算編成・配分等に学生の自治を大幅に認めていくものとなった。

このようにして再建された戦後の学友会は、六一年には創立五十周年を迎え、公認団体だけでも学術部一一、

止解除と予算仮執行（六八年中央委員会決定の予算を踏襲）の方針を打ち出した。このため全中闘系の各部会・連盟は強く反発し、学友会最高議決機関である中央委員会の開催ができず、結果として予算の仮執行というかたちが続かざるをえなかった。

このような異常な状態に対し、八八年一月三十日、川添利幸学長は学生からの要求を容れて、学生・教職員約千三百人が見守る中、未公認団体を含む全サークル代表と長時間にわたる「学友会会長会見」を行い、正常化への第一歩が踏み出された。翌年、二一年ぶりに正規の中央委員会が開かれ、十二月十九日には規約の一部改正、新連盟の創設、部会承認等が行われ、長年の懸案であった学友会問題も一応の解決をみた。この結果、未公認団体であった白門連盟が解散し、学友会には学芸・体育同好会・理工の三連盟が新たに設立され、既存の学術・文化・体育・学友とともに七連盟となり現在に至るのである。